

## 北陸の老健と介護施設（合計200床以上）のM&Aについて

本M&Aは、非公開で行われていますので、ノンネームシートの開示にも、売主の承諾を要します。特に、近隣の医療法人については、「守秘義務に関する誓約書」の提出をお願いしています。

買い手は、事業譲り受けが可能な医療法人（病院を運営されておられる社会福祉法人、学校法人、財団法人等を含みます。）に限っております（出資持分譲渡ではございません）。

仲介業者又はFA業者からのお問い合わせはお断りしております。

対象施設の譲渡希望価格は11億円です（別途、建物部分の消費税を要します）。

本M&Aには、買い手にレーマン方式による手数料が発生します。

ノンネームシートをご覧になり、さらに詳しい情報を求められる場合は、「守秘義務に関する誓約書」（当方書式）を提出して頂ければ、詳細情報（インフォメーション・パッケージ）の開示がなされます。

詳細情報をご覧になり、買受け意向がある場合は、当事務所とFA契約を締結のうえ、売主と基本合意を締結して頂きます。基本合意により、買い手は3ヶ月の独占交渉権を得ることができます。

その後、買い手は、対象施設の買収監査（デュー・デリジェンス）を実施され、承継の有無の最終判断をして頂くこととなります。

買収監査に入る段階で、買い手には当事務所に中間金（200万円）が発生し、最終契約に至れば、この中間金は報酬に充当されます。

買収監査において外部の公認会計士、税理士、弁護士等の専門家を活用される場合の費用は、買い手のご負担となります。

買収監査の結果、買い手が承継をお断りされても、売主側に対する違約金等は発生しません。但し、当事務所に対する中間金と、買収監査の要した専門家費用のご負担は免れません。

以上